

厚生経済常任委員会会議録

令和7年11月28日（金）

令和7年11月28日（金）午後2時9分から厚生経済常任委員会を第一委員会室に招集した。

- 出席した委員は、次のとおりである。

委員長 飯島 孝也 副委員長 有賀 公子
委員 広瀬 明弘 高畑 一幸 青柳 好文
 荻原 哲也 渡邊 敬介

- 欠席した委員

高野 浩一

- 委員以外で出席した者は、次のとおりである。

議長 相沢 俊行

- 説明のため出席した者は、次のとおりである。

政策秘書課長 丹澤 英樹
総務課長 志村 裕喜
財政課長 田口 俊
子育て支援課長 矢口 成彦
建設課長 野田 一寿
上下水道課長 杣野 栄
ぶどうの丘支配人 坂本 豊
政策秘書課 廣瀬 亮
総務課 高石 宏満 樋口 透
財政課 中村 明博
子育て支援課 雨宮 明日香
建設課 田村 俊彦 名取 伸二
上下水道課 岡 紀仁 桑原 久雄

- 職務のため出席した者は、次のとおりである。

書記 広瀬 拓也 星野 楓

- 会議に付された案件は、次のとおりである。

議案第73号 甲州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について

議案第74号 甲州市下水道条例及び甲州市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

議案第75号 甲州市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

議案第76号 甲州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

〔開会 午後2時09分〕

- 委員長（飯島孝也君） 高野委員より欠席の申出がありましたので、ご承知ください。
また、議会広報編集委員会から撮影の申出があり、これを許可しておりますので、ご承知おきください。
ただいまの出席委員7人、定足数に達しておりますので、厚生経済常任委員会を開会いたします。

議長挨拶

- 委員長（飯島孝也君） 議長が見えておりますので、挨拶を受けます。
- 議長（相沢俊行君） ご苦労さまでございます。
付託されました条例案等の審議、慎重審議ぜひよろしくお願い申し上げます。

開 議

- 委員長（飯島孝也君） これから本日の会議を開きます。
本日の議題につきましては、本日の本会議において当委員会に審査を付託された条例案4件の審査をお願いいたします。

議案第73号

- 委員長（飯島孝也君） 初めに、議案第73号 甲州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。
当局の説明を求めます。

(当局説明)

- 委員長（飯島孝也君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長（飯島孝也君） 委員長を交代して私のほうから確認をさせていただきます。

- 副委員長（有賀公子君） 委員長を交代いたしました。

飯島委員長。

- 委員長（飯島孝也君） 虐待の規定ということで、今まで保護者等の虐待についての通報義務というものがあるが、今度は保育所等の職員による虐待に関する報告義務ということが今度明確化されたというか、義務が課されて、ガイドライン等も変わったということで、新たに内容が加わったというふうに思うのですが、実際にこの運用というのは、保育所等の現場、行政の指導とかで変わってくるということでしょうか。

- 副委員長（有賀公子君） 矢口子育て支援課長。

- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えのほうをさせていただきます。

従前から虐待につきましては、改正前も改正後も虐待についての対応を定められていたところなのですが、今回は虐待について4つの区分、具体的には身体及びネグレクトとか精神的な虐待とか、そういったものが明記されました。それに伴いまして、議員ご質問の通報の体制なのですが、保育所の職員等が児童を虐待しているというようなことが見受けられたという場合につきましては、市町村、もしくは都道府県のほうに第1段階として通報する、これが義務づけられたというような形になります。従前につきましては、市のほうの連絡に基づいた後、それが虐待かどうか判断をする、そういった工程があったわけですが、今回はもう第1段階として通報していただくと。そこから事実確認、虐待の判断、安全確保の措置、そしてフォローアップというような段階を踏んで、虐待についての対応をしていくということが明記されました。

以上でございます。

- 副委員長（有賀公子君） 飯島委員長。

- 委員長（飯島孝也君） 市町村と県ということで報告対象が分かれています。今までの運用は市町村に通報があって、市町村がガイドライン等で明確化されていない部分もあって、対応に苦慮するようないところがあったと思うのですが、これからはそれがガ

イドライン等で明確化されたからこそ、市町村が対応として具体的にやりやすくなるのか、そういう状況になったということでしょうか。

- 副委員長（有賀公子君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えをさせていただきます。

議員がおっしゃるように、改めて通報の窓口、私どもで言うと甲州市の保育担当のほうに通報していただいて、そこから県等の通報、また連携する中で、その虐待の案件について対応していくということがはっきり明確化されましたので、通報先も明確化していますので、本当に対応ができやすくなるのかなと考えております。

- 副委員長（有賀公子君） 委員長を交代いたします。
- 委員長（飯島孝也君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（飯島孝也君） では、議案第73号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第73号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（飯島孝也君） ご異議がないので、さよう決しました。

議案第74号

- 委員長（飯島孝也君） 次に、議案第74号 甲州市下水道条例及び甲州市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（飯島孝也君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

萩原委員。

- 委員（萩原哲也君） すばらしい条例改正だと思います。実際この能登半島地震の関係で個人が管理する配水設備の関係については、かなりその復旧に時間がかかったし、なかなか復旧に至らなかったという現実がある中で、こういったすばらしい改正をしていただいたのは本当にありがたいと思います。ここでいう他の地域の施工業者とは、他県の業者についても該当するのかどうか教えてください。

○ 委員長（飯島孝也君） 杣野上下水道課長。

○ 上下水道課長（杣野 栄君） お答えいたします。

他府県の工事事業者も、その他府県の市町村において指定工事店となっている業者については全て対象となります。

以上でございます。

○ 委員長（飯島孝也君） 萩原委員。

○ 委員（萩原哲也君） 他県のそういった業者の方も含めてとなれば、かなり規模もしっかり確保できると思いますので、ぜひそんな形の流れで対応いただけると助かると思います。ありがとうございます。

○ 委員長（飯島孝也君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○ 委員長（飯島孝也君） 議案第74号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第74号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 委員長（飯島孝也君） ご異議がないので、さよう決しました。

議案第75号

○ 委員長（飯島孝也君） 次に、議案第75号 甲州市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

○ 委員長（飯島孝也君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○ 委員長（飯島孝也君） 議案第75号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第75号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（飯島孝也君） ご異議がないので、さよう決しました。
-

議案第76号

- 委員長（飯島孝也君） 次に、議案第76号 甲州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（飯島孝也君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

委員長を交代します。

- 副委員長（有賀公子君） 委員長を交代いたしました。

飯島委員長。

- 委員長（飯島孝也君） 条例改正の内容で、健康診断の全部または一部を行わないことができる場合に、母子保健法に基づく乳幼児健診が行われた場合を加えるということですが、これは文言だけを見ると、行わなくてもよいということが加わって、省略ができるということになるということだと思っておりますが、後退した印象というのを受けられるのですけれども、そういう不具合というか、マイナス的なことはないのでしょうか。

- 副委員長（有賀公子君） 矢口子育て支援課長。

- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えさせていただきます。

保育所では年に2回ほど健康診断を行っています。その健康診断の内容につきましては、眼科健診または体重測定等があります。母子保健法に基づく乳幼児健診につきましては、成長の段階ごとに発達、健康チェックをしていますので、保育所の行う健診の内容と、この母子保健法でいう3歳児健診または1歳6か月健診、この内容と合致していれば、その部分を省略できるということですので、逆に保護者や保育事業者の負担軽減が図られるとともに、既存の健康診断を有効に活用するというようなことで効率的な保育運営が可能となるということで認識しております。

- 副委員長（有賀公子君） 委員長を交代いたします。

- 委員長（飯島孝也君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（飯島孝也君） 議案第76号についての質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第76号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長（飯島孝也君） ご異議がないので、さよう決しました。
以上をもって、当委員会に付託された事件は全て審査を終了いたしました。
以上で厚生経済常任委員会を散会いたします。
副委員長に挨拶をお願いします。
- 副委員長（有賀公子君） 皆様、お疲れさまでした。
初の厚生経済常任委員会の条例案4件の審査が無事に終わりました。
以上で終わりにしたいと思います。

〔散会 午後2時35分〕